

平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書

令和 年 月 日

(あて先) 熊野町長

(申告者)

住所(所在地)

フリガナ

氏名(名称)



電話番号

()

-

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し地方税法第349条の3の4に規定する課税標準の特例の適用を受けたいので、別紙「代替償却資産対照表」等関係書類を添えて申告します。なお、熊野町が被災償却資産の所在した他市町村へ被災償却資産の課税状況等について照会することに同意します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
被災償却資産			

※代替償却資産：平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産(改良した資産は、当該資産の改良部分)をいう。

被災償却資産：平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価格(円)
構築物及び建物附属設備		
機械及び装置		
船舶		
航空機		
車両及び運搬具		
工具、器具及び備品		
合計		

※詳細は別紙代替償却資産対照表による。

3 平成30年7月豪雨に係る減免適用状況

減免適用の有無	減免適用市町村
あり・なし	熊野町・熊野町以外()

平成 30 年 7 月豪雨に係る被災代替償却資産に対する固定資産税の特例

平成 30 年 7 月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者の方等が、令和 5 年 3 月 31 日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得、又は当該損壊した償却資産を改良した場合、当該取得又は改良された部分にあたる償却資産については、固定資産税の課税標準を取得又は改良の翌年から 4 年度分その価格の 2 分の 1 の額とする特例措置(代替償却資産特例)が講じられています(地方税法第 349 条の 3 の 4)。

この課税標準の特例措置の適用を申告する場合は、次の要領により書類を作成のうえ、申告してください。

I 特例措置の概要

1 特例対象者

平成 30 年 7 月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産(代替償却資産)

ア 平成 30 年 7 月豪雨の被災により滅失し、又は損壊した償却資産(以下「被災償却資産」という。)の代替えとして取得した資産(以下「代替償却資産」という。)

※代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの。
- ・代替えされることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない(除却又は売却等の処分がなされている)ものであること。

イ 平成 30 年 7 月豪雨の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

(2) 取得期限

平成 30 年 7 月 5 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に取得(又は改良)されたもの

(3) 特例率

取得(又は改良)の翌年から 4 年度分に限り、課税標準額を 2 分の 1 に軽減します。(地方税法第 349 条の 3 の 4 以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、それらが重ねて適用されます。)

II 提出要領

1 提出書類

代替償却資産特例の申告にあたっては、次の書類をご提出ください。

- (1) 平成 30 年 7 月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が平成 30 年 7 月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類(減免決定通知書(写)、被災証明等)
- (4) 被災償却資産が所在したことを証する書類(平成 30 年度償却資産課税台帳登録事項証明書(写)等)
- (5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類(被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことがわかる書類(写)等)

※(3)は、熊野町で平成 30 年度に平成 30 年 7 月豪雨に係る償却資産の減免申請をされた方は、提出不要です。(4)及び(5)は、熊野町で被災した償却資産について熊野町でその代替償却資産を取得する方は提出不要です。

(ただし、その他必要に応じて添付書類の提出を求めることがあります。)

(6) その他

ア 平成 30 年 1 月 2 日から平成 30 年 7 月 6 日までの間に取得し、平成 30 年 7 月豪雨で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書(写)等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等）

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

2 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の 1 月 31 日

3 提出先

熊野町役場税務課固定資産税グループ

III 記載要領

1 「平成 30 年 7 月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書」

(1) (申告者) 住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(2) (申告者) 氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

(3) 代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

(4) 代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に挙げられた代替資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

(5) 平成 30 年 7 月豪雨に係る減免適用状況

被災償却資産について、平成 30 年度に平成 30 年 7 月豪雨に係る償却資産の減免申請を行っているかどうかを記載してください。

2 「代替償却資産対照表」

(1) 「被災償却資産〔課税台帳登録資産〕」及び「代替償却資産」

ア 所有者名

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの所有者名を記載してください。

イ 資産の種類

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの資産の種類を記載してください。

ウ 資産コード

被災償却資産側の欄には、「平成 30 年度種類別明細書」等を参照して、資産コードを記載してください。

代替償却資産側の欄には、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度における償却資産申告の際に、種類別明細書に記載する資産コードと同じものを記載してください。

エ 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記載してください。